

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第31号

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県住民基本台帳法施行細則（平成14年新潟県規則第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示請求 手続)</p> <p>第3条 法第30条の32第1項 <u>(法第30条の44の12に おいて準用する場合を含む。)</u>の規定による本人確 認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下 「開示請求」という。）は、別記第1号様式により 行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示 請求に係る本人確認情報若しくは附票本人確認情 報の本人又はその法定代理人であることを証明す るために必要な書類を提出し、又は提示しなけれ ばならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示の方 法)</p> <p>第4条 法第30条の32第2項 <u>(法第30条の44の12に おいて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u> の規定による書面による本人確認情報又は附票本 人確認情報の開示は、印字装置により出力したも のの交付により行うものとする。</p> <p>2 法第30条の32第2項ただし書の規定による書面 以外の方法による開示は、本人確認情報又は附票 本人確認情報が表示された出力装置の画面の閲覧 により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の訂正等の 申出手続)</p> <p>第7条 法第30条の35 <u>(法第30条の44の12において 準用する場合を含む。)</u>の規定による開示に係る本 人確認情報若しくは附票本人確認情報の内容の全 部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂 正等の申出」という。）は、別記第2号様式により 行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記 第1号様式（第3条関係）</p>	<p>(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p>第3条 法第30条の32第1項の規定による本人確認 情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、 別記第1号様式により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示 請求に係る本人確認情報の本人又はその法定代理 人であることを証明するために必要な書類を提出 し、又は提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(本人確認情報の開示の方法)</p> <p>第4条 法第30条の32第2項の規定による書面によ る本人確認情報の開示は、印字装置により出力し たものの交付により行うものとする。</p> <p>2 法第30条の32第2項ただし書の規定による書面 以外の方法による開示は、本人確認情報が表示さ れた出力装置の画面の閲覧により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第7条 法第30条の35の規定による開示に係る本人 確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は 削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、 別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記 第1号様式（第3条関係）</p>

本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書
（略）

住民基本台帳法第30条の32第1項（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり開示を請求します。

開示を請求する情報	1 本人確認情報	2 附票本人確認情報
開示の方法	1 書面の交付	2 画面の閲覧

（略）

注 「開示を請求する情報」及び「開示の方法」欄は希望する番号を、「請求者の区分」欄は該当する番号を○で囲んでください。

（略）

生年月日	（略）
（略）	

（略）

（略）	
本人の生年月日	（略）
（略）	

（略）

第2号様式（第7条関係）

本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書
（略）

住民基本台帳法第30条の35（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり訂正、追加又は削除を申し出ます。

訂正等を求める情報	1 本人確認情報	2 附票本人確認情報
開示を受けた年月日	年 月 日	

（略）

注 「訂正等を求める情報」及び「訂正等を求める内容」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

（略）

本人確認情報開示請求書

（略）

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

開示の方法	1 書面の交付	2 画面の閲覧
-------	---------	---------

（略）

注 「開示の方法」欄は希望する番号を、「請求者の区分」欄は該当する番号を○で囲んでください。

（略）

生年月日	（略）	性別	
（略）			

（略）

（略）			
本人の生年月日	（略）	本人の性別	
（略）			

（略）

第2号様式（第7条関係）

本人確認情報訂正等申出書

（略）

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除を申し出ます。

開示を受けた年月日	年 月 日
-----------	-------

（略）

注 「訂正等を求める内容」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

（略）

第2条 新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（本人確認情報及び附票本人確認情報の開示請求手続） 第3条 法第30条の32第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第1号様式により行うものとする。	（本人確認情報及び附票本人確認情報の開示請求手続） 第3条 法第30条の32第1項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第1号様式により行うものとする。

<p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示の方法)</p> <p>第4条 法第30条の32第2項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示は、印字装置により出力したものの交付により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第7条 法第30条の35(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による開示に係る本人確認情報若しくは附票本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第3条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示を請求します。</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式(第7条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の35(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり訂正、追加又は削除を申し出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示の方法)</p> <p>第4条 法第30条の32第2項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示は、印字装置により出力したものの交付により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第7条 法第30条の35(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定による開示に係る本人確認情報若しくは附票本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第3条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示を請求します。</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式(第7条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の35(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり訂正、追加又は削除を申し出ます。</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この規則中第1条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に規定する日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。